



和諧労使関係の模索

— 中国沿海地方「見聞録」から

IMF・JC 顧問 小島正剛

に言及する「雑感」である。

1 浙江省と農民工の状況

省都杭州市については、古来「上

有天堂、下有蘇杭（天に極楽あり、地に蘇州、杭州あり）」と称えられ、マルコポーロも「世界で最も華麗な都市」と記録している。歴史は古く、秦始皇帝の時代にまで遡る。隋代には北京から黄河、長江を超え、杭州に至る京杭大運河が開削、江南の交通や交易の要衝となった。呉越時代（893-978）や南宋時代（1127-1280）の都でもあったから、中国六大古都の一つにも数えられている。

（注）
日程は北京（後述）に始まり、上海で終わったが、その合間で沿海地方中部の浙江省に足を延ばし、省都・杭州市をはじめ、世界最大の物流センターをもつ義烏（イウ）や世界第4位の港湾施設を誇る寧波（ニンボ）を巡回、経済特区や農村地帯を訪れた。以下は浙江省について触れながら、最近の関心事

のポロッカと双壁だ。そして市内の風光明媚な西湖は、杭州の珠玉とされている。蘇軾や白居易がその美しさに魅せられ、多くの詩を詠んでいるなど周知の通りだ。

だが、今回湖上に出て、杭州の新開発区に建設中の超高層ビル群が西湖の景観に切り込んでいく様を目にしたとき、なにがしか違和感を禁じ得なかった。

浙江省总工会（組織勢力1200万人）の本部は、西湖の北東岸にあった。幹部の説明によれば浙江省は面積10万平方キロ強（22省中15位）、人口約5120万人（10位）で、戸籍人口4687万人。非農業人口は2816万3700人である。省外在住の業者も500万人おり、うち150万人が海外在住だという。登録失業者数は31万8000人、都市部の登録失業率は3・4%だという。



省内で就業する農地出身の稼ぎ労働者、すなわち「農民工」は1783万人にのぼり（その10%が農地を放棄）、うち他省からの農民工は523万人である。農民工の41・6%は地縁、血縁で移住してくる。

これらの産業分布は製造業が48%と多く、ついで建設業や飲食業などサービス業が多い。

農民工の平均月収は、1217元（1万7000円）で、農民工の45%が10000元（1万4000円）以上を稼得している。しかしそれ



和諧労使関係の模索 — 中国沿海地方「見聞録」から



急ピッチで進む杭州新市街の開発

年未満で同一企業にとどまる従業員は50%、2年以内に二度転職する者は21%だ。転職しやすい環境にあり、離職しても88%が2カ月以内に再就職が可能だという。

経済危機の際には企業倒産が発生し日系を含む外資系企業も打撃を受けたが、労働争議はほとんど中小企業で発生した。使用者に法知識が乏しかったのも一因だが、逆に、労働者の権利意識の高まりもあった。こうした状況を背景に、総工会も策定に関わった「労働契約法」や「労働争議調停仲裁法」が、08年に施行された(後述)。

は都市部の養老年金給付額(平均1445元)を下回る。かれらの時間外労働も深刻化しており、同一価値労働同一賃金の原則は無視され、安全衛生面にも問題がある。一般的にかれらの教育水準は低く、農業戸籍の故に都市部での子弟の就学も困難だ。公的サービスは不完全で、かれらの生活条件は不良である。

05年「農民工を工会に加入させる実施弁法」が省内でも施行されて以降、年間80~100万人が工会に加入、今日では約700万人(40%強)が会員になっているという。

労使関係は比較的安定しているというが、労働力を見ると就業2

援等だという。合わせて「共同約束行動」を推進することが重要で、「和諧労使関係」の建設(後述)に力を注ぐとの説明があった。

同席した浙江省労働社会保障科学研究院の陳詩述院長は、社会保障の実態を解説、5つの社会保障制度の一本化が課題とした。国営企業中心から、今日では郷鎮企業、民営企業、外資企業がそれぞれ保険に加入しており、拠出・給付などの統一メカニズムの確立が急がれるという。5つの保険を個別に見ると、①養老保険(年金)は1293万人が被保険者で、基金残高は781億元(約1兆1000億円)。支給能力32ヵ月分を保有し、全国水準を15ヵ月上回る。給付は1人当たり平均月額1445元で、全国第3位である。沿海部の優位性が伺える。②医療保険の被保険者数は1054万人。③労災保険1262万人で全国第2位。④失業保険は731万人、⑤出産保険は687万人である。

現在受給者数は合計約69万人である。杭州から義烏への移動中、道路沿いの其処其処に見た3階建ての新築農家群は圧巻で、格差問題の多様性が忍ばれた。

2 「和諧労使関係」の建設

振りかえって、旅の振り出しであった北京では、中華全国総工会と中国労働関係学院との2カ所を訪問した。後者は元来総工会の幹部教育機関だが、近年一般大学教育のほか、依然政府の労働政策策定にも諮問機関としての機能を發揮している。

総工会は世界最大級の組織であり、基層工会(単組)数は172万5000、組合員数は2億1200万人である。組織率は73・7%で、世界の大方の先進国を上回る。その背景に政府や党の支持や協力があるとは率直な説明であった。

説明によれば、社会格差の拡大する情勢下、総工会は調和のとれた労使関係、すなわち「和諧労使関係」の建設に取り組んでいる。格差社会を是正しようとする政府の「和諧社会の建設」推進の一環



和諧労使関係の模索
— 中国沿海地方「見聞録」から

中華全国総工会本部の威容（裏庭より撮影）



加わった。

以上の与件のも

とに「和諧労使関係」

を集約すれば、経営

者は極力従業員の

労働条件に配慮し、

雇用安定を重視、止

むを得ぬ場合は民

主的プロセスをと

り、従業員は企業の

経済発展に協

力する。すなわち調和して安定的

な労使関係を建設するのが目指す

ところだ。つまり「共同約束行動」

の実践である。「和諧労使関係」は

国営企業の60%で確立されている

と聞いた。

「和諧労使関係」においては、

「団体交渉制度」を確立し機能さ

せることが必須の課題であり、法

定通り労働協約を締結すること

が肝要だ。08年末までに11

0万7000件の協約が締結され

たというが、今後一層の拡大が求

められよう。

総工会のスタッフが強調したの

は、総工会も策定に参与した「労働契約法」の意義であった。周知

騰させた法律はなかったであろう。前代未聞の17万件の見解が各層から集約されたという。「労働契約法」が施行されたのは08年1月1日である。8章98条からなる同法は、無期限契約を基本理念とし、労働者と企業とが雇用に関する契約を書面で交わし、労働者の権利を明記するとしたことがポイントである（第10条）。契約締結の基本原則は「合法、公平、平等、自由意思、協議による合意と信義誠実」に置くとしているのも注目される。使用者が就業規則の策定にあたっては工会または従業員代表と「対等に協議」すること、労働側に修正権限があることを定めてもいる。

に分けている（第11条）。

注目点は、勤続期間が10年を超

える場合や、労働契約を2回締結

している場合には、無固定期限の

労働契約を締結するなどを定めた

ことである（第14条）。違法行為に

は法的責任が伴う。

策定に当たり労働者の権利意識

が吸い上げられたことは否めま

い。外資系企業を含む経営者が、

この内容では経営に不利として異

議申し立てをしたのにはそれなり

の理由があったわけだ。同法「実

施条例」は6章38条からなり、08

年9月18日に施行された。

総工会としては、「労働契約法」

の実効性を確保するため、全国の

37万6000カ所に労働監督組織

を設立し労働監督員約149万人

を配置したとしている。

労働争議の急増については、も

う一つの視点もある。すなわち、

労使関係にさらなる影響を及ぼ

しているのが「労働争議調停仲裁

法」制定であったということだ

（2008年5月1日施行）。その

ポイントは、従来は紛争発生から

60日以内に申立書の提出が義務付

けられていたのを、1年以内に提

出へと延長、また従前の60日以内

と見てよい。労使関係の安定は社会安定に資するとは総工会基層建設部（組織部）部長の明言であった。このことは、浙江省総工会の説明を補強することになる。たしかに社会格差の拡大は、市場経済発展の矛盾であり、労使関係における使用者の地位や権力が強化されたこともあって、労使の利害関係対立が深刻化してきた。労働者の権利意識が覚醒したのだ。労働争議は市場経済化の前進した90年代から増加し始め、00年14万件、07年は45万件に激増する事態になった。政府が全国人民代表者大会で「和諧社会の建設」の方針を打ち出したのにはそれなりの理由があった。政策には雇用の拡大（雇用促進法）や社会保障制度の確立、農民工の合法的権益擁護、地域経済格差の調和などがセットで

3 「労働契約法」の意義

総工会のスタッフが強調したのは、総工会も策定に参与した「労働契約法」の意義であった。周知のように。近年これほど論議を沸



の仲裁判断提示を45日以内へと短縮、そして「仲裁費用の無料化(国が負担)」が導入されたことである。

個別紛争を含む労働争議は過去10年で7倍に増加したが、09年に入っても増勢は衰えず、対前年比1.5倍増となっている。この法律がその一因となっていることは否めまい。総工会は、全国43万6000カ所に設置された労働争議調停仲裁委員会の主任、副主任を当該地区工会幹部に兼務させ、調停活動を推進しているという。

4 再び農民工なのか

中国労働関係学院で受けたブリーフィングでまず意外だったのは、農民工問題はもはや社会問題ではないという某教授の発言であった。

09年2月に農業部が発表した農民工統計によると、約2000万人(農民工の15.3%)が08年不況のために失業したかまたは求職中だった。しかし、その後急速に状況は改善し、09年10月段階では、約200万人にまで減少しており、農民工の大量失業問題はもはや社会問題の域を脱したというのが一般的認識だというのであった。

むしろ注目されるのは、珠江デルタ地域などで起き始めている農民工不足である。ただそれが、農民工の出稼ぎ先の変化によるものか、農民工不足という、危機前に「農民荒」と呼ばれた現象であるかは、今のところ不明だという。

ただどうであろう、社会問題の域は脱したとはいえ、彼らを取り巻く環境は依然として厳しく、浙江省で見聞したように、とくに賃金・労働条件など処遇面での格差は覆うべくもない。そして、農民工の戸籍問題は社会保障や子弟の義務教育問題にまで及ぶ重大問題であるに変わりなく、是正が求められる。最近13の省・自治区・直轄都市で都市戸籍と農村戸籍の区別が撤廃されたと聞き及ぶし、上海市もその方向にあるようだ。

総工会としても農民工支援に立ち上がり、組織化はもちろん31カ所に農民工職業訓練所を立ち上げるのに寄与したとのこと。前回の全人代には農民工3人が代表参加したそうである。

5 深刻な学卒者の求職活動

雇用問題でむしろ深刻なのは、大

学卒業生の就職難だと聞いた。政府は09年7月、6月時点の学生就職率を68%と公表した。これがインターネット上や主要メディアで論議を呼んだ。09年就職活動を行う大学卒業予定者は過去最高の610万人。これに前年からの就職浪人100万人を加えた700万人強が就職活動を継続しているのだ。民間調査機関の推計では、就職率は政府発表の数字を28ポイント下回る40%であった。

おわりに

今回垣間見たのは経済発展の著しい沿海部の浙江省が中心であったことに留意する必要がある。

「和諧労使関係」をウイン・ウインの労使関係と評した学者もいたが、それには労使対等が原則で、労使協議や交渉制度といった産業民主制の確立が肝要だ。自由市場経済は、所詮労使の利害関係の衝突を生むし、それは不可避であろう。極端な例は、09年7月に発生した通化鋼鉄事件(すなわち吉林省の国有・通化鋼鉄グループの買収計画を進めていた北京の民営・建竜鋼鉄の社長が、通化鋼鉄工場内で買収反対、労働条件悪化に抗議中の怒れる労働者に

撲殺された事件)などは論外だが、労働争議を未然に防止する願望は理解できよう。しかし、正常な労使関係の中でも争議は起こりうるとの認識も必要だろう。従来は国有企業中心の「労働関係」が、次第に適度な緊張感のある近代的「労使関係」へと進化する時代が訪れるかが関心を呼ぶところだ。それを予見したのである。 「労働契約法」はその中国流の規範を具体的に示したと言え、第1条は「和諧労使関係」の構築・発展を目指すとしているのである。

(注) 筆者は日本労働ペンクラブ派遣の第13次訪中団に参加した。時期は09年10月13-20日。

(2010年1月16日記)

● IMF-JC顧問

小島正剛 こじま・せいごう

60年IMF日本事務所に入職以来、JC事務局長代理、JC国際局長、JC副議長(国際委員長)(以上IMFとの兼務)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年JC顧問に。日本労働ペンクラブ会員。主要著書「海外労働アラカルト」他。